

【質問項目】

1. お茶の有機栽培について
2. 家畜防疫対策について

【質問本文】

1. お茶の有機栽培について

■質問（しもづる）

いただいた資料九ページの具体的な取り組み方向などをお伺いしたいのですが、これ、茶の農家の方々から見たときに、うまくいけば有機栽培のてん茶、抹茶は所得が拡大するということだと思っております。

では、農家の方々から見てどういうところが例えばハードルがあって、そのハードルを乗り越えてもらうためにいろいろな取り組みをしていくことになるかと思いますが、農家の方々はこれに取り組む際にどういうことがハードルになってきているのか、そこのところを教えてください。

□答弁（特産作物対策監）

農家の方々におかれましては、まずは今回の目標が有機抹茶ですので、有機栽培に取り組んでいただく必要があると。その場合、今までの慣行栽培と違うのは、化学的に合成された農薬・肥料を使わずに、有機 J A S 認証を取っていただくような取り組みをまずしていただくというのが、まず一つのハードル。そのためには、有機栽培茶の団地化を進めたりですとか、そういった技術を習得していただく必要がまずあります。

二つ目のハードルとしましては、先ほど課長が説明申し上げたとおり、荒茶加工をする場合、今までの煎茶と違う、てん茶工場を整備しないといけないという施設整備の面。施設整備とあわせまして、そういった加工技術も習得していただく必要があります。

それから先はまた、茶商さんの仕上げ工程になるわけですが、今、県内に抹茶工場というのが、先日新聞報道で、J A かがしま茶業が一カ所できたというのが報道されましたけれども、ほとんどないという状況ですので、そういった抹茶工場の整備というのも今後必要になってくると。それができて初めて、鹿児島産の有機抹茶というのが製品化されて海外に輸出していくという、それぞれの段階に応じた課題、ハードルが存在するということになっております。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

今、加工施設の整備の必要性も御説明いただいたんですが、私からは、その前の段階の有機てん茶用の葉っぱの生産についてお伺いします。

九ページの四ポツ目には、高度な生産技術の開発・改善・普及とあります。今、この生産技術という

のは、例えば先行している産地が他県を含めてあるのかどうか、それともこれは我々が一から開発していかなければならないものなのか、そこの現状を教えてください。

□答弁（特産作物対策監）

有機栽培につきましては、鹿児島県の現状でいきますと、栽培面積が約五百三十ヘクタールほどございます。これは聞き取りなのですが、他県の状況は、静岡県で約二百ヘクタールということで、鹿児島県が有機栽培については面積的にはトップクラスであることは事実だと思います。

ただ、現状、栽培技術ということになりますと、個別農家の個別技術が先行しておりまして、そういったものを取りまとめたものがないということで、平成二十九年三月に、そういった技術を取りまとめた有機栽培マニュアルというのを取りまとめまして、現在それに基づいて技術普及を図っているところです。

また、農業開発総合センターでは、風とか水を利用した物理的な防除方法であったりとか、普及の現場では、性フェロモンを利用して害虫の交尾を阻害するとか、そういった技術の実証をやっております、そういったものを技術的体系を組み立てて、今度新しくまたそういう有機栽培マニュアルを改訂しながら、現場の生産技術の向上に努めていきたいと考えております。

■質問（しもづる）

わかりました。ありがとうございます。

2. 家畜防疫対策について

■質問（しもづる）

私からは家畜防疫対策について一点お伺いいたします。

総括説明資料の二十五ページから二十六ページのところなのですが、最近では毎年、年末年始に本当に現場の方々が頑張ってくださっているなと思います。特に年末年始にもこういう、例えば他県で野鳥から鳥インフルエンザが出て緊急防疫をやりますとか、年末年始の休みにもかかわらずしっかり出てもらって、本当に頭が下がる思いです。

その中で、今後、本県としてもインバウンドの需要がどんどん高まっていく中で、外国からの人の交流が高まってまいります。それにおいて、二十六ページに鹿児島空港における啓発活動を示していただいています。

そこで二点お伺いしたいのが、一点目は、空港において実際どのような防疫が必要になってきて、どういうことをやっているのかということ、もう一つは、やはりクルーズの隻数、人数というのが今後どんどん増加をしていくことが見込まれる中で、クルーズ船で来られる方々に対する水際の防疫というのはどのように考えておられるのか、この二点を教えてください。

□答弁（家畜防疫対策監）

委員御指摘のとおり、水際防疫というのが非常に大事になっております。空港におきましてはどの

ようなことをやっているかといいますと、鹿児島空港内で、航空機内とかあるいは入国エリアの中で、アナウンス等による広報とかで動物検疫における注意喚起を行っているところですが、家畜伝染病予防法の改正によりまして、発生国の入国者に対する質問等もできるようになっております。

その中で、過去一週間以内に畜産関係施設あるいは農場等々に入ったことがありますかとか、そういうような質問等も行っておりますし、日本に来てこれから農場に入る予定がありますかとか、あるいは入国者が持ってくる手荷物の中に肉製品等が入っているケースなども多々あります。そういうものに対して、日本の国内には肉製品は持ってこられませんよとか、そういうようなアナウンスをしているような状況です。

また、国内線でも国際線でもなのですが、出入り口のところに消毒マット等を設置してあります。

それと、クルーズ船に対する対応なのですが、マリポートかごしまにおける海外船寄港時の乗船客の靴底消毒、ここも実施しております。

また、家畜防疫担当の国の担当官がいるのですが、その方々が、乗客が下船する前に乗船しまして、そちらで質問等々を行ったり、肉製品を持ち込んだらだめですよというような注意喚起等々も行っているところでございます。

また、船舶でございますので、車等々も積んでおりますので、その消毒等々も行っている状況でございます。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

これをなぜ伺ったかといいますと、農場に出入りをするいわばプロの方々というのは、高い意識を持ってふだんから取り組んでいらっしゃるわけですが、なかなか我々を含めて一般の旅行者になると、どういう経路で持ち込むのかわかっていなかったりするところがありまして、今、質問をして、感染源となるところに接触していないか、また今後、感染源となり得る農場とかに出入りをしないかということ質問されるのもいいことなのですが、中には、故意なのか故意ではないのか、例えば、行ったことを忘れていたり、それで漏らしてしまうこともあると思うので、今、靴底消毒の話をしていただきましたけれども、全員検疫ができるようにやっていただきたいと思っておりますし、また、今、マリポートのこともお示しいただきましたけれども、今後、北埠頭にも五万トン級まで入ってくるということで、クルーズの防疫対策も万全にやっていただければと思います。以上です。